平成２２年１０月２日

「子ども手当」に関する緊急共同声明

現場から国を変える首長の会
全国青年市長会　有志

本年５月に内閣総理大臣ならびに所轄大臣に対して、「現場から国を変える首長の会」として、平成２３年度以降支給予定の子ども手当については地方の現場の声を踏まえたうえで抜本的な「ゼロベースでの見直し」を求めた経緯がある。それに対する民主党の回答としては、「地方の声を勘案しながら、現物給付のあり方も含めて今後の制度設計をする」とあるものの、これまで検討会議構想にとどまり、現物給付を含めた子ども手当の全体像は具体的レベルの制度設計として一切示されていない。

国においては平成２３年度予算に向けた各府省の概算要求が取りまとめられたものの、子ども手当をはじめとした住民福祉に直結する社会保障関連予算に関しては具体的な制度設計が一切提示されないままの予算編成となっている。このような状況では、基礎的自治体として、今後の財政運営の見通しを立てることが非常に困難であるとともに、今後の子育て政策や地域福祉のあり方に関しての展望も極めて不透明にならざるを得ないのが現状である。

とりわけ、子ども手当に関しては、民主党マニフェスト通りならば各基礎的自治体の個人住民税に匹敵する額が支給されるにも関わらず、地方での次年度予算編成が始まる今の時期に至ってもその全体的な制度設計が一切示されないうえに、国と地方における子育て政策全体における子ども手当の目的と費用対効果があまりにも不明確である。

そのような状況のなかで、本年度においては国は児童手当から子ども手当に移行するなかで暫定的な位置づけとして「地方負担」を提示し、次年度以降は「全額国費」という約束を総務大臣自らが公式発言として行ってきたにも関わらず、地方に一切の事前協議もないままに当然のように「地方負担」が前提となった概算要求になったことはあまりにも遺憾である。

「子ども手当」の制度設計をするうえで、この時期に至るまで基礎的自治体との十分な協議がなかったことに強く抗議をするとともに、改めて真に「子供の未来のため」という視点で限られた財源の活用を目指した「子ども手当」をはじめとした子育て政策のビジョンを明確にすることを期待して、「現場から国を変える首長の会」と「全国青年市長会」の有志連名において以下の緊急要望を行う。

記

１．「子ども手当」と関連する子育て政策の全体的な制度設計の明確化、及び「全額国費」負担など地域主権改革の理念と実体の堅持

地方において、住民生活に直結する次年度予算の編成が進むこの時期においてもいまだ次年度における「子ども手当」や子育て政策の全体像が提示されていないことは国としてあまりにも無責任であり、これまでの地方自治体の声を反映したかたちでの具体的な制度設計の提示を早急に行うことを強く求める。その際には、効果的な子育て政策を持続させる恒久財源の提示、現物給付に対応した具体的な制度の提示、総務大臣が公約した「全額国費」での制度設計、保育料・給食費の滞納への対応や新制度導入に対応する人的配備など基礎的自治体の「現実」への配慮と地域主権改革の理念と実体が堅持された制度設計を行うことを強く求める。

もし、国として「子ども手当」と子育て政策の具体的な制度設計ができないのであるならば、常に「現場」で住民に向きあっている基礎的自治体にその財源の使途を全面的に委ねることを強く求める。

２．地域にかかわる重要案件について自治体との「協議の場」を設けること

「子ども手当」の問題が象徴的であるが、これまで国が地方に関わる重要案件の方向性を決定するうえで、国においては関係自治体の声を聴き協議していく姿勢が十分には感じられなかった。「子ども手当」のような問題は子育て政策だけでなく、国と地方の財政運営の根幹をなすような事業であり、方向性を決める前段階で地方の声を真摯に聴く場を設けるとともに、決定された後には早い段階で地方に対して周知をはかることが不可欠である。これまで、「事業仕分け」においても関係自治体に対して、案件に対する事前の協議や事後の報告がなされないことがほとんどであり、このままでは国と地方の信頼関係ひいては国と地方の対等なパートナーシップが前提の地域主権改革の理念を大きく揺るがされかねない。

今後、国が「子ども手当」を始めとする国民と地方自治体にとっての重要案件に関しては、基礎的自治体の声を真摯に聴く場を設け、協議を行うなかで、地方の意見を十分反映するとともにその結果を迅速かつ明確に基礎的自治体に対して周知していくことを強く求める。

「子ども手当」に関わる今回の要望は、政府における予算編成もすでに着手され、地域における次年度の予算編成の展望、それを通じての市民の福祉の実現において、基礎的自治体として時間的猶予も少なくなるなかでの緊急声明であり、その趣旨を踏まえたうえで、今回の声明に対して国として責任を持って誠意ある回答と行動を強く求めるものである。